# 母子生活支援のあり方の検討経過について

# 第23回会議(H30.5.31)

# 【説明内容】

- ○ひまわり荘の廃止について
  - ・施設の老朽化、利用者の減少、社会ニーズの変化への対応等の理由から、施設を H31 年度中に廃止
  - ・利用者(3世帯)は福祉及び公営住宅等の公的支援を活用した自立支援に切替

#### 【委員からの主な意見】

- ○入居者僅少も施設の機能は継続させるべき
- ○母子家庭との理由での市営住宅への優先 入居は困難な状況ではないのか
  - ⇒市が、入居が必要と判断した場合、優 先的に随時入居で対応する方針

# 【参考】平成 30 年 12 月議会

- ○母子生活支援施設廃止条例を提案
- ○廃止条例提案を撤回⇒ただし、耐震診断[C]の判定のため、ひまわり荘は H31.4 月以降休止

第 25 回会議(H31.1.31)

#### 【説明内容】

- ○ひまわり荘の休止について
  - ・施設廃止条例を12月議会に提案も、議会での議論等を踏まえ撤回
  - ・耐震診断[C]の判定のため、入居 3 世帯 は市営住宅に転居予定

# ○母子世帯支援のあり方について

- ・当該会議で、母子生活支援全体のあり 方についての検討依頼
- ・施設(ひまわり荘)の経過と概要説明 (現行指定管理料:26,000千円)
- ・ひとり親家庭に向けた支援メニュー提示
- √・次回は国の施策、次々回は郡山市と他市の状況について説明予定

# 【委員からの主な意見】

- ○これまでの多額の費用を母子家庭への別 な支援に切り替えられないか
- 〇二ーズはゼロではないので、母子家庭の セーフティネットは必要
- ○SDGs のまちを目指すのであれば、先進的 な母子福祉施設の新設が必要ではないか
- ○ひとり親家庭への支援策の周知が十分で ないのではないか

### 第 26 回会議 (H31.3.28)

#### 【説明内容】

- ○母子生活支援のあり方について
  - ・児童福祉法、母子父子寡婦福祉法に基づく「母子生活支援施設運営指針」及びひとり親家庭支援に対する国の考え方を説明

#### 【委員からの主な意見】

- ○「子育て世代包括支援センター」(ネウボラ)を全国展開していくとあるが、本市の状況はどうか
  - ⇒H29 年度に市内 4 ヶ所に開設、助産師 を配置し、家庭訪問等により妊娠、出 産に対する支援を実施
- ○国が示す母子生活支援施設運営指針と現 行のひまわり荘とのギャップは理解
- ○当該会議における今後の方向性協議の期間の考え方は
  - ⇒期間ありきではなく、各委員に全体像 を把握してもらった上での審議を想定
- 〇ハード面の整備だけでなく、支援のネットワーク構築が必要ではないか
- ○施設休止による入居世帯の動向等について次回の会議での説明希望あり

## 第27回会議(R1.5.30)

#### 【説明内容】

- ○ひまわり荘休止後の状況について (下記【参考】参照)
- ○ひとり親家庭へのニーズ調査について
  - ・児童扶養手当受給者約3,300人に対し、8月の現況届提出の機会を捉えニーズ調査を実施(結果を基に支援策のあり方等について協議予定)
  - ・次回(7/25)の会議に調査内容を提示、当該会議での協議を依頼

#### 【委員からの主な意見】

- ○生の声をできるだけ多く拾えるよう配慮 して欲しい
  - ⇒待ち時間を利用して直接聞き取りする 方法等を検討する
- ○保育施設等においても協力できる部分は 協力したい

# 第28回会議(R1.7.25)

### 【説明内容】

- ○ひとり親世帯等への意向調査について
  - ・対象者、実施方法、設問内容等について提示、説明 (委員には事前送付・意見聴取)

#### 【委員からの主な意見】

- ○非常にナーバスな質問等もあるので、聞き取り等の際は留意願いたい
- ○栄養や食は貧困問題と関係があり、これらについて困りごと等を聞いてはどうか ⇒全体の設問数の関係上、入れてはいないが、他の関連する設問や聞き取りなどで対応したい

# 【参考】母子生活施設運営指針(H24.3.29 厚労省通知)と本市施設(ひまわり荘)の状況

国が示す施設の主な役割	ひまわり荘における支援(~H31.3.31)	ひまわり荘休止後の支援(H31.4.1~)
		・市営住宅優先抽選枠の拡大(毎月1→3枠)
住む場所の提供	居室の提供	・連帯保証人が確保できない世帯への支援
		<ul><li>母子緊急一時保護宿泊費等援護費支給事業の創設</li></ul>
母親に対する自立支援(就労・家庭生活・養育等)	母子支援員による面談等(計画では年4回)	・「子ども家庭総合支援拠点事業」スタート
児童に対する自立支援(学習・生活・交友等)	少年指導員による面談等(計画では年2回)	・こども家庭相談センター職員が訪問支援(最低月1回)
		・「子ども家庭総合支援拠点事業」スタート
児童虐待防止やDV被害者への支援	未実施(市こども家庭相談センター職員が対応)	・こども家庭相談センター職員が随時対応
		(同所が配偶者暴力相談支援センター兼ねる、県内唯一)